

第四次下野市男女共同参画プラン案

《令和8年度～令和12年度》

令和 年 月

下野市

はじめに

市長挨拶掲載

目 次

第1章 プランの策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格と役割	2
第3節 プランの期間.....	3
第4節 プランの策定体制	3
第5節 男女共同参画を取り巻く動き	4
(1) 男女共同参画に関わる社会の動き	4
(2) 第三次プラン策定以降の動き	6

第1章 プランの策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成28年に施行した「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」の基本理念に基づき、これまでに3次にわたる男女共同参画プランを策定し、将来像「多様な生き方を尊重し支え合いすべての人が活躍できる下野市」の実現に向けて、様々な施策を推進してきました。特に第三次プランでは、男女共同参画プランと配偶者等からの暴力対策基本計画を統合し、あらゆる暴力の根絶に向けて相談・支援体制の充実に取り組んでまいりました。

一方で直近の第三次プラン策定以降、ジェンダー平等に関する社会的関心の高まりや、男性の育児・介護参加の促進、性的マイノリティへの理解促進、デジタル技術等を活用した女性の活躍推進など、男女共同参画を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした社会情勢の変化や、国の第6次男女共同参画基本計画の動向を踏まえ、本市においても、これまでの取組の成果と課題を検証し、より実効性のある施策を展開するため、「第四次下野市男女共同参画プラン(以下、「本プラン」という。)」を策定します。本プランでは、ジェンダー平等の実現に向けた意識改革、多様な働き方の推進、多様な性への理解促進、困難な問題を抱える女性への支援、そして誰もが安心して暮らせる社会の構築を目指します。

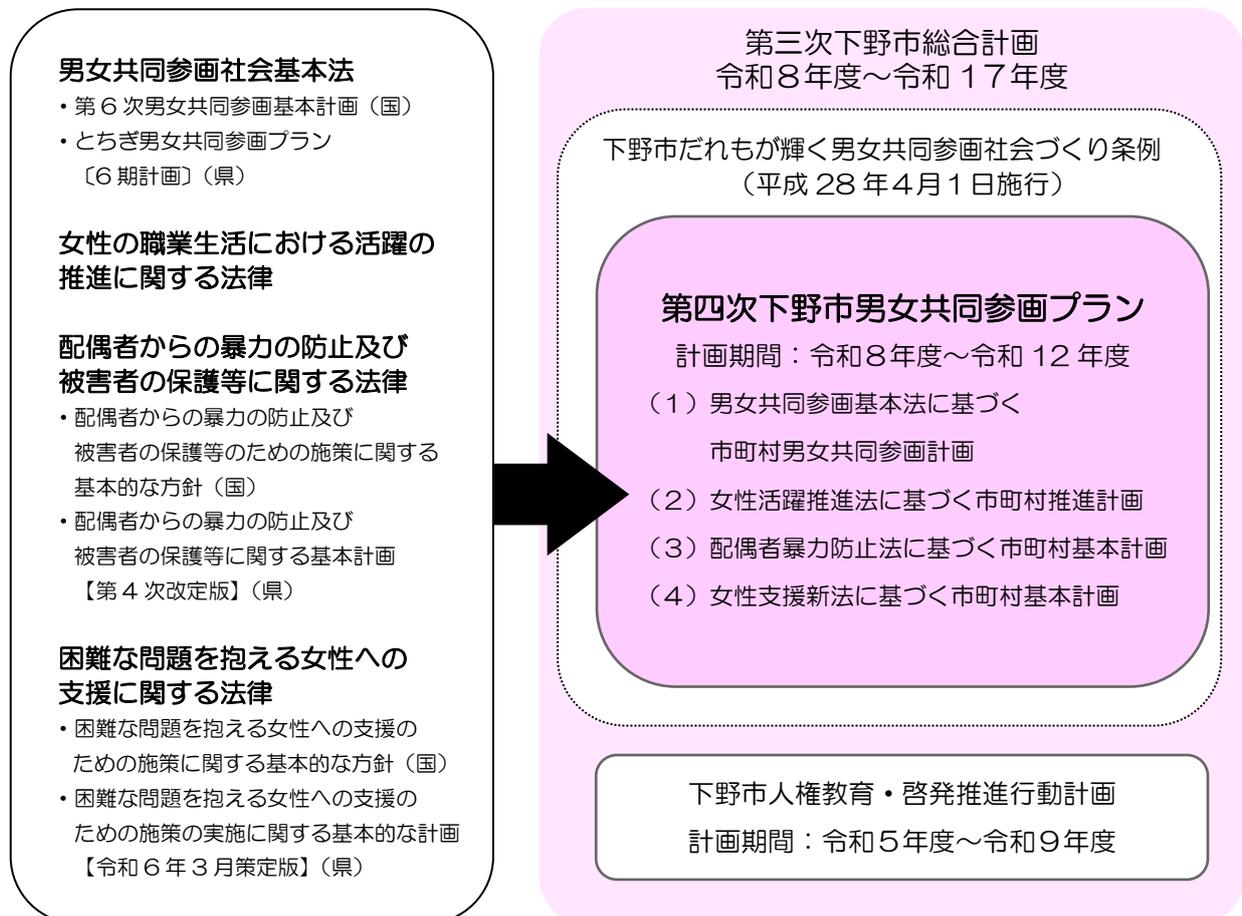
今後も、条例の理念を礎に、市民一人ひとりが尊重され、個性と能力を発揮することのできる社会の実現に向けて、男女共同参画の推進に取り組んでまいります。

第2節 計画の性格と役割

本プランについては、男女共同参画社会の実現に向けた課題の整理とその取組の方向性及び施策の内容を示すものとし、次に掲げることを基本に策定するものとします。

- (1)「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」とする。
- (2)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としての性格を有するものとする。
- (3)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」としての性格を有するものとする。
- (4)「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」としての性格を有するものとする。
- (5)「下野市総合計画」との整合を図ったプランとする。
- (6)国及び栃木県の男女共同参画に関する計画を勘案したプランとする。
- (7)「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」の基本理念に基づいたプランとする。
- (8)市民、中学生及び市内事業所を対象としたアンケート実施することにより、男女共同参画に係る市の現状や市民の意見を把握し、調査結果により抽出された課題を施策に反映させるものとする。

■プランの位置づけ



第3節 プランの期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、計画の期間内においても、社会情勢の変化や関連法制度の変更などが著しく生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。



第4節 プランの策定体制

本プランは、下野市男女共同参画推進委員会での審議を中心に、市民を対象にしたアンケート調査、パブリックコメントを実施するなど市民参加のもとに策定しました。

(1) 下野市男女共同参画推進委員会

このプランに関する事項を審議するため、公募による市民や学識経験を有する者からなる代表者14名で構成する推進委員会を設置しました。

また、策定作業の円滑な推進を図るため、男女共同参画推進本部会を設置しました。

(2) アンケート調査の実施

令和6年9月～11月にかけて「下野市だれもが輝く社会づくりに関するアンケート調査」を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

この計画に市民の意見を反映させるために令和7年12月にパブリックコメントを実施しました。(予定)

第5節 男女共同参画を取り巻く動き

(1) 男女共同参画に関わる社会の動き

①国際的な動き

国連は、昭和 50(1975)年の「国際婦人年世界会議」において「平等・開発・平和」の3つを目標とした「世界行動計画」を採択しました。

昭和 54(1979)年には「女子差別撤廃条約」を採択し、公的分野だけでなく、家庭生活という私的分野においても固定的な性別役割分担意識を解消することを打ち出しました。

平成5(1993)年の「世界人権会議」では、女性の権利は人権であることを宣言し、平成7(1995)年、北京での「第4回世界女性会議」では、「女性のエンパワーメント」の重要性が明らかにされました。

平成 12(2000)年のニューヨークでの国連特別総会「女性 2000 年会議」では、女性に対する暴力に関する多くの取組が提案されました。

平成 27(2015)年の国連サミットでは、2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、目標 5 として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことが明記されました。

令和 2(2020)年には、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出自粛による在宅時間が増加し、女性が直面する暴力や経済的困難が深刻化しました。国連女性機関はパンデミックからの復興において、ジェンダーの視点を重視するよう各国に呼びかけました。

令和 7(2025)年は、第 4 回世界女性会議で「北京宣言・行動綱領」が採択されてから 30 年(「北京+30」)を迎え、様々な国際会議が開催されました。第 69 回国連女性の地位委員会(CSW69)では、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況のレビュー及び評価を主要テーマとして掲げられ、女性と女児の経済的自立と社会的包摂に向けた国際的な議論が行われました。

②国の動き

わが国においても、国際的な動きに対応すべく、男女共同参画の取組が進められてきました。昭和 60(1985)年の「女子差別撤廃条約」の批准にあたっては、勤労婦人福祉法や国籍法の改正等によって法制度の整備が大きく進展しました。

平成 11(1999)年には、「女子差別撤廃条約」の批准に伴う国内法として、男女共同参画社会の形成に向けての取組の法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、5つの基本理念と国、地方公共団体、国民の責務等が明記されました。

さらに、平成 13(2001)年以降、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を始め、女性に対する暴力の防止に向けて様々な法整備が行われました。

平成 27 年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにし、女性活躍を推進するための支援措置等を定めました。

令和2(2020)年12月25日には、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、令和12(2030)年度末までの基本認識と、令和7(2025)年度末までの施策の方向性・具体的取組が示されました。

その後、令和6(2024)年度には一部変更が行われ、企業における女性登用の加速化及びテレワークに係る成果目標の設定が閣議決定されました。

また、令和5(2023)年のG7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合では「日光声明」が採択され、ジェンダー平等や女性の経済的自立、暴力根絶など国際連携の方向性が示されました。

令和6(2024)年には、複合的困難を抱える女性への包括的支援と相談体制の整備などを定めた「困難な問題を抱える女性への支援法」が施行されました。

③栃木県の動き

国際婦人年を契機とする世界的な動きや国の動きに対応すべく、栃木県では昭和54(1979)年4月、企画部に「婦人青少年課」を新設しました。

平成8(1996)年には、知事を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置し、全庁的に取り組む体制を整えました。

また、同年4月、女性の活動拠点であり、男女共同参画のための活動拠点施設でもある「とちぎ女性センター・パルティ(現在のとちぎ男女共同参画センター)」が開館し、情報提供、啓発・学習・研修、社会参加支援事業などを実施しています。

平成13(2001)年には、「男女共同参画社会基本法」を受け、「とちぎ男女共同参画プラン」を策定し、平成14(2002)年には、男女共同参画の重要性を県民一人ひとりが認識し、県民一丸となった男女共同参画社会の実現に向け「栃木県男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成28(2016)年には「とちぎ女性活躍推進プロジェクト」が開始され、「とちぎ女性活躍応援団」の設立や「栃木県庁イクボス宣言」が実施されました。

また、平成29(2017)年に、令和3(2021)年度までを計画期間とする「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画【第3次改定版】」が策定されました。

令和3年度から令和7年度までを対象とする「とちぎ男女共同参画プラン(第5期)」では、「男女が共に輝く“とちぎ”」の実現を目指し、3つの柱【①男女共同参画推進の環境づくり ②あらゆる分野における男女共同参画の促進 ③男女の人権の尊重と暴力の根絶】を中心に施策が進められています。

さらに、令和4(2022)年には「とちぎパートナーシップ宣誓制度」が導入され、多様な性の在り方を尊重する社会づくりが進められました。

令和5(2023)年からは、11月22日を「とも家事の日」として栃木県独自に制定し、家庭内における家事・育児の協働を促進する取り組みが始まりました。

④下野市の取組

本市では、平成 20(2008)年3月に「シェアリング(わかちあい)しもつけ 一下野市男女共同参画プラン」を策定し、講演会の開催やパンフレットの発行、市広報紙への記事掲載等により、啓発を行いました。平成 28(2016)年3月にはその進捗状況を踏まえ、「第二次下野市男女共同参画プラン」を策定しました。

平成 28(2016)年4月、本市における男女共同参画を推進するうえで基本となる「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」を施行しました。この条例では、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体等の責務を明らかにし、基本施策を総合的かつ計画的に推進することで、男女共同参画社会の実現をめざすことを目的としています。さらに、平成 28(2016)年 12 月にお互いの人権を尊重し、共に支え合いながら、本市のだれもがいきいきと輝く未来をめざし「男女共同参画都市」を宣言しました。

平成 30(2018)年3月に「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定し、ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止と被害者支援に向けた取組を進めてきました。

令和3(2021)年3月に「第三次下野市男女共同参画プラン」を策定し、「女性活躍推進計画」と「配偶者等からの暴力対策基本計画」を一体化することで、各種施策を総合的に推進してきました。将来像である「多様な生き方を尊重し、すべての人が活躍できる下野市」を目指し、働きやすい環境づくり、子育て・介護等の支援充実、あらゆる暴力の防止、男女共同参画の意識づくりなどの取組を進めてきました。

また、令和5(2023)年3月には、男性の家庭や育児、介護の参画及び職場における女性活躍の推進を目的として、「下野市イクボス宣言」を実施しました。市長が宣言を行い、市内全体にワーク・ライフ・バランスを推進するよう働きかけました。

加えて、職場環境の整備や男女共同参画の推進に積極的な企業・団体を「ワーク・ライフ・バランス推進事業所」として認定し、組事例を広く周知することで、地域全体での取り組みを後押ししています。

■本市の男女共同参画都市宣言ロゴマーク



Shimotsuke
- 男女共同参画宣言都市 - しもつけ

(2) SDGs (持続可能な開発目標) との関連

SDGsは、平成 27(2015)年の国連サミットで採択された、令和 12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットで構成されており、目標の1つに「ジェンダー平等を実現しよう」があげられています。

本プランでは、本市における男女共同参画を取り巻く現状や課題をふまえ、SDGsの視点を取り入れながら、男女共同参画社会の形成に関する施策を計画的に進めます。



(2) 第三次プラン策定以降の動き

【女性の経済的自立と活躍の推進】

令和3年(2021)以降、日本政府は女性の経済的自立を支えるための制度整備を進めてきました。特に、令和4年(2022)には、一定規模以上の企業に対して男女間の賃金格差の「見える化」が義務づけられ、企業の透明性と説明責任が強化されました。また、女性の管理職登用を促進するため、数値目標の設定やポジティブ・アクションの推進が行われています。さらに、令和4年(2022)には「女性デジタル人材育成プラン」が策定され、IT・デジタル分野における女性の参画を促す教育・研修支援が開始されました。

【男性の家庭参画と育児支援の強化】

男女共同参画の実現には、男性の家庭参画も不可欠です。令和3年(2021)に改正された育児・介護休業法により、令和4年(2022)10月から「出生時育児休業(産後パパ育休)」制度が施行されました。これにより、男性がより柔軟に育児休業を取得できるようになり、家庭における役割分担の見直しが進められています。また、政府は企業に対しても、男性の育児休業取得を促すための環境整備を求めています。

さらに、令和 6(2024)年の改正では、子の看護休暇や残業制限の対象が拡大されたことにより、短時間勤務の代替としてテレワークが追加され、企業は制度整備の努力義務が課されました。また、育児休業取得状況の公表義務も対象が拡大され、男性の育児参加を後押しする取り組みが進められています。

【暴力の根絶と被害者支援の強化】

令和3年度(2021年度)以降、配偶者やパートナーからの暴力(DV)や性暴力に対する対策が強化されました。特に、コロナ下で深刻化した家庭内暴力への対応として、相談体制の拡充や一時保護施設の整備が進められました。令和5年(2023)には、性犯罪に関する刑法の改正も行われ、被害者の声を反映した法制度の整備が進んでいます。これにより、被害者の保護と再発防止のための包括的な支援体制が構築されつつあります。

【防災・復興における男女共同参画の視点の導入】

令和2年に「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が作成され、避難所運営や復興計画における女性の参画や地方自治体との連携が強化されました。災害時における女性や子ども、高齢者など多様な立場の人々のニーズに対応するため、現場での意思決定に女性が関与することの重要性が再認識されています。

【教育・啓発による意識改革】

制度改革と並行して、社会全体の意識改革も進められおり、学校教育や地域活動を通じて、性別にとらわれない進路選択や役割分担の見直しが促進されています。令和6年(2024)9月に実施された「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、依然として職場や政治の場における男女格差を感じる人が多いことが明らかになりました。これを受けて、政府は引き続き啓発活動を強化し、固定的な性別役割分担意識の解消を目指しています。